

# 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案（概要）

令和2年8月  
環境省水・大気環境局大気環境課

## 1. 改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）においては、建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事）に伴う石綿の飛散防止のための規制を行っている。

平成25年の改正時に引き続き検討が必要とされた課題や、当該改正以降に明らかになった、特定建築材料（現行法における規制対象の石綿含有建材）以外の石綿含有建材の不適切な除去による石綿の飛散、解体等工事前の調査（以下「事前調査」という。）の際の特定建築材料の見落とし等の課題を踏まえ、平成30年8月に、環境大臣より中央環境審議会に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問された。この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置され、同小委員会において議論が行われた結果、令和2年1月に「今後の石綿飛散防止の在り方について」環境大臣に答申された。

これを踏まえ、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）が令和2年6月5日に公布されたところである。改正法は、一部の規定を除き公布の日から1年を超えない範囲内に施行することとされていることから、改正法の適切な施行を図るため、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）について、必要な事項につき所要の改正の行うものである。

## 2. 改正の概要

### （1）特定建築材料の種類追加

大防法第2条第11項に基づき、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものとして、現行の令第3条の3において、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（以下「吹付け石綿等」という。）を規定している。これについて、吹付け石綿等だけでなく、石綿を含有するすべての建築材料を特定建築材料とすることとする。

### （2）特定粉じんを多量に発生等させる原因となる特定建築材料の指定

改正法第18条の17第1項において、特定粉じん排出等作業の実施の届出対象につき、「特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの」と定めたところ、これにつき、「政令で定めるもの」として、従前の届出範囲と同様に、吹付け石綿等を定めることとする。

### （3）報告及び検査の対象及び範囲規定の整備

改正法により、新たに大防法の規制対象として下請負人（特定工事に従事する者に限る。）が追加されたこと、発注者に対する説明事項及び届出事項が追加されたこと、事前調査及び特定粉じん排出等作業の結果に関する記録の作成・保存義務が追加されたこと並びに立入検査先に解体等工事の元請業者、自主施行者又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場が追加されたことから、これらを踏まえた規定の整備を行う。

### （4）その他

改正法を踏まえ、用語の整理、条ずれの措置等所要の改正を行うこととする。

## 3. 公布日等（予定）

公布日：令和2年10月上旬  
施行期日：令和3年4月1日